

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2011.01.14（国名は50音順）

アゼルバイジャンに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/04/23）

- ナゴルノ・カラバフ及び同周辺のアルメニア占領地域並びにアルメニアとの国境周辺地域（アゼルバイジャン領ナヒチェバン自治共和国とアルメニアとの国境周辺地域を含む）
：「渡航の延期をお勧めします。」（継続）
- 上記以外の地域（首都バクーを含む）
：「十分注意してください。」（継続）

アルメニアに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/11/15）

- アゼルバイジャンとの国境周辺地域
：「渡航の延期をお勧めします。」（継続）
- 上記を除く地域（首都エレバンを含む）
：「十分注意してください。」（継続）

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1. 概況

アルメニアは、従来ナゴルノ・カラバフ地域をめぐって隣国アゼルバイジャンとの間に紛争を抱えており、両国の国境周辺地域では発砲事件などが散発的に発生しています。また、首都エレバンなど上記以外の地域でも、政情不安から治安が悪化する可能性があります。

2. 地域情勢

（1）アゼルバイジャンとの国境周辺地域

：「渡航の延期をお勧めします。」

アルメニアは、従来ナゴルノ・カラバフ地域をめぐって隣国アゼルバイジャンとの間に紛争を抱えています。両国は1994年以降停戦中ですが、その後も現在に至るまで両国の国境周辺地域では発砲事件などの停戦違反事件が散発的に発生し、双方の警備兵などに死傷者が出ています。特に最近では2010年6月及び9月にナゴルノ・カラバフ内において武力衝突が発生しています。両国の間では累次、紛争解決に向けた交渉が行われていますが、今のところナゴルノ・カラバフ問題解決の具体的な見通しは立っていません。同地域では、発砲事件等に巻き込まれる危険性があり、地雷も残存しています。また、今後のアルメニア及びアゼルバイジャン両政府の対応によっては、不測の事態が発生する可能性も否定できません。つきましては、同地域への渡航は、目的のいかんを問わず、事態が改善されるまでの間、延期するようお勧めします。

（2）上記を除く地域（首都エレバンを含む）

：「十分注意してください。」

上記を除く地域についても、2008年2月の大統領選挙後、野党勢力によるデモや集会が行われ、治安当局と衝突したことにより、一時的に治安が悪化し、同年3月の非常事態令の発出や同年4月の大統領就任式に際しても野党勢力が抗議集会を開催するなどしました。野党勢力は、その後も、同様の集会を散発的に開催しています。今後も政治・経済情勢が不安定化することによって治安が悪化する可能性がありますので、渡航する際には十分注意して行動し、危険を避けるようにしてください。

3. 滞在に当たっての注意

滞在中は、下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。なお、アルメニアには日本国大使館が設置されていないため、緊急の事件、事故が発生した場合の迅速な対応が困難です。同国に渡航される際には事前に外務省、在ロシア日本国大使館（アルメニアを兼轄）、現地関係機関等より最新の情報を入手するとともに、上記の国境周辺地域への渡航を控えるなど、安全の確保に努めてください。万一、事件、事故に巻き込まれた場合には、在ロシア日本国大使館に連絡してください。

(1) 現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在ロシア日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はアルメニアを去る（一時的な旅行を除く）ときは、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は在留届電子届出システム（ORR ネット、<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）による届出をお勧めします。また、郵送、FAXによっても行うことができますので、在ロシア日本国大使館まで送付してください。

(2) 現在のところ、外国人の被害は多くはないものの、スリ、空き巣、車上荒らしによるカーラジオ等の盗難等が報告されていますので、むやみに財布、現金を見せることは避けるなどの、基本的な防犯対策及び安全対策をとってください。

(3) 犯罪被害を防止するため、浮浪者や物乞いに注意する必要があります。自宅の扉をノックする物乞いが少なくないので、ノックされても扉を安易に開けず、相手をよく確認してください。

(4) 深夜の交通手段としては、流しのタクシー（特に無許可のタクシー）の利用は避け、タクシー会社から呼び出すタクシーを利用するようにしてください。

(5) アルメニアは地震災害が多い地域ですので、平素より10日分程度の食料・飲料水等の備蓄をお勧めします。

4. 隣国アゼルバイジャン、グルジア、トルコ及びイランにも各々危険情報が発出されていますので御留意ください。

5. アルメニアでは、これまでに鳥インフルエンザが発生したとの報告はありませんが、感染・死亡者が出ているトルコ東部地域及びアゼルバイジャンに隣接していますので、旅行又は滞在される方は、感染症関連情報（http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/sars.asp）にも御留意ください。

(問い合わせ先)

○外務省領事局海外邦人安全課（テロに関する問い合わせを除く）

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311（内線）5140

○外務省領事局邦人テロ対策室（テロに関する問い合わせ）

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311（内線）3047

○外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311（内線）2902

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>（携帯版）

○在ロシア日本国大使館

住所：Glokholsky Pereulok 27, 129090, Moscow, Russia

電話：(市外局番 495)229-2550 又は 229-2551 ロシア国外からは(国番号 7)-495-229-2550 又は 229-2551

FAX：(市外局番 495)229-2555 又は 229-2556 ロシア国外からは(国番号 7)-495-229-2555 又は 229-2556

ホームページ：<http://www.ru.emb-japan.go.jp/japan/index.html>

ウクライナに対する渡航情報（危険情報）

現在、危険情報は出ておりませんが、最新スポット情報や安全対策基礎データ等を参照の上、安全対策に心がけてください。

ウズベキスタンに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/04/07）

- フェルガナ、ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯（キルギス領内の飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む）
：「渡航の延期をお勧めします。」（継続）
- アフガニスタンとの国境周辺
：「渡航の是非を検討してください。」（継続）
- 上記を除く地域（首都タシケント市を含む）
：「十分注意してください。」（継続）

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1. 概況

(1) タジキスタン及びキルギスとの国境付近では、テロ組織や反政府組織に加え、麻薬商人が横行している由です。その対策としてウズベキスタン政府が多数の地雷を埋設した経緯があり、今もその一部が残されている可能性があります。

(2) 2009年5月、キルギスとの国境近くのアンディジャン市郊外で、国境検問所や警察などが襲撃される事件が発生し、同年8月、首都タシケント市内で武装グループと治安機関との間で銃撃戦が発生しました。当局は、これらの事件についてテロとの関連性については言及していませんが、伝統的に宗教活動が活発な地域であるアンディジャン州などのフェルガナ盆地は、キルギスとタジキスタンとの国境となっている険しい山岳地帯に囲まれ、国境警備が困難であることから、IMU（ウズベキスタン・イスラム運動）などの武装勢力が山岳地帯からウズベキスタン領内に侵入を試みる可能性も否定できず、今後も類似事件の発生に注意する必要があります。

(3) ウズベキスタン国内全般を見ると、漸進的市場経済化を目指す政府による各種経済対策の取組が行われつつある一方で、世界金融危機の影響を受け、ロシア、カザフスタン等から出稼ぎ労働者が職を失って帰国しており、失業者の増加や生活物資・公共料金の値上げなどもあいまって、経済的な不満が高まりつつあります。こうしたことを背景として、犯罪の増加や騒擾事件などの発生も懸念されます。

2. 地域情勢

(1) フェルガナ、ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯（キルギス領内の飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む）

：「渡航の延期をお勧めします。」

飛び地を含む山岳地帯では、イスラム過激派の活動が報告されています。また、ウズベキスタン政府はかつてこの地帯に、反政府活動勢力及び麻薬・武器商人等の国外からの侵入を防ぐため、多数の地雷を埋設しました。2004年、ウズベキスタン政府は一部の地雷撤去を開始しましたが、その後、麻薬・武器商人の活動が活発化しているとして地雷撤去の作業を停止した時期もあり、すべての地雷撤去作業を終了していません。また、国境線が入り組んだ山岳地帯であるこの一帯は、イスラム過激派が侵入を試みる格好のルートとも言われています。ウズベキスタン政府も徹底した取締りや国境管理対策を行っていますが、それにもかかわらず、2009年5月末にも国境検問所・警察施設の襲撃事件などが発生しました。この地域への渡航はいかなる目的であれ延期するようお勧めします。

(2) アフガニスタンとの国境周辺

：「渡航の是非を検討してください。」

最近、アフガニスタン国内ではタリバーンなどイスラム過激派系の武装勢力によるテロ活動や外国人を狙った拉致事件が多発しており、依然として予断を許さない状況にあります。アフガニスタンと国境を接する周辺国においても、アフガニスタン国内情勢の変化に伴い、不測の事態が発生する可能性があります。つきましては、アフガニスタンとの国境周辺への渡航については、

その是非を含め慎重に検討してください。上記の情勢にもかかわらず、やむを得ない理由で渡航する場合には、言葉（ロシア語、ウズベク語）の通じるガイドを雇う、現地の最新情勢を常に把握する、警護をつける、日本国大使館と連絡を取り合うなど、必要な対策を講じ、不測の事態に巻き込まれないよう細心の注意をしてください。

(3) 上記(1)～(2)を除く地域(首都タシケント市を含む)

:「十分注意してください。」

(イ) これまでにウズベキスタン国内で発生したテロ関連事件は、2004年3月末から4月初旬にかけてのタシケント市チョルスー・バザールでの爆弾テロ事件、ブハラ市でのイスラム過激派の爆弾製造工場とみられる施設の爆発事件、タシケント市内での米国大使館、イスラエル大使館、最高検察庁を標的とした連続自爆テロ事件、2005年のアンディジャン市での騒擾事件が挙げられます。また2005年のアンディジャン騒擾事件を契機にウズベキスタン国内では、イスラム過激派勢力などによるテロを防止するため、徹底したテロ対策や取締りが行われてきましたが、2009年8月にはタシケント市内で武装グループと治安当局との間で銃撃戦が発生するなど、治安情勢には十分な注意が必要です。

なお、最近では世界的に、より効果・影響の大きな都市部のホテルや市場など不特定多数の人々が集まる場所で比較的事件を起こしやすい、いわゆるソフト・ターゲットを狙ったテロ事件が発生しています。ウズベキスタンはアフガニスタンなど過激派の活動が活発な地域に隣接していることから、情勢の変化には十分な注意が必要です。

(ロ) 一般犯罪では最近の経済的困窮、貧富の差の拡大を背景として、金品を狙う強盗、暴行、殺人といった凶悪事件が増加する傾向が見られます。ここ数年の邦人被害として、押し込み強盗による金品強奪被害、帰宅途中で数人の賊に襲われ金品を奪われる路上強盗被害、及びタシケント市内のホテルで所持金等を盗まれた上殺害される強盗殺人被害が発生しています。またホテル内の窃盗、バス車内でのスリ被害及び空き巣被害なども数件発生しています。

3. 滞在に当たっての注意

滞在中は下記の事項に十分留意して行動し危険を避けるようにしてください。詳細は「安全対策基礎データ」及び「テロ概要」を御覧ください。また、外務省、在ウズベキスタン日本国大使館、現地関係機関等より最新の情報を入手するよう努めてください。

(1) 一般的注意事項

(イ) 犯罪被害

日本人の被害状況としては、在留邦人宅の空巣被害、旅行者に対する置き引き・ひったくり被害、ホテル自室内での盗難被害、及びバス車内でのスリ被害の報告があります。また、路上だけでなく、地下鉄の駅や空港構内などで、警察官から職務質問され荷物を検査された際に現金を抜き取られたり、罰金と称して現金を要求されるという事件も発生しています。

また、日本人以外の外国人の被害例としては、タシケント市中心部で深夜帰宅途中の男性が、見知らぬ数人の賊に囲まれ、金品を要求された上、刃物で刺され、重傷を負うという凶悪な事件も発生しています。ウズベキスタンは、首都タシケントの中心部でも、街路灯が少ないために薄暗い場所が多く、また外国人は犯罪のターゲットになりやすいことから、特に深夜の一人歩きは絶対に避けてください。

(ロ) パスポートの管理について

最近、ウズベキスタン国内でパスポートの紛失事案が数件発生しています。パスポート紛失の原因は、単純な置き忘れやしまい忘れです。パスポートには、査証に加え、滞在登録や税関申告書を一緒にしているケースが多く、それらをまとめて紛失した場合には、警察への紛失届け、「帰国のための渡航書」発給に加え、査証の再取得、滞在登録や税関申告事実の再確認等、多大な労力と時間及び各種手続きのための手数料が必要になります。また、パスポートを所持していない場合にはホテルでの宿泊を拒否されたり、予定している便での帰国ができなくなる場合があります。パスポートの紛失や盗難等については十分に御注意ください。万一に備え、パスポートの人的事項ページと査証ページのコピーを原本とは別に保管しておくようお勧めします。

(ハ) 入国査証について

ウズベキスタンへ入国する場合、事前の査証(ビザ)取得が必要ですので、在日ウズベキスタン大使館又は経由地のウズ

ベキスタン大使館で取得してください。タシケント空港に到着してからのビザ取得は、原則できません。また、査証を所持している場合でも、その有効期限には十分注意してください。期限を超過して当地に滞在した場合、不法滞在とみなされ、国外追放処分又は高額な罰金を課せられることとなります。

(二) 滞在登録について

ウズベキスタンに72時間以上滞在する外国人は、「オビール」という役所（内務省の下部機関）で滞在登録を行うことが必要です。ホテルに宿泊する場合、ホテル側が滞在登録の手続きを代行する場合があります。ホテルチェックイン時に確認するようにしてください。（通常、滞在登録料は、宿泊料金に含まれています。）ホテル以外のアパート等に滞在する場合には、自身で「オビール」へ出向き、手続きをしなければなりません。滞在登録料は、滞在期間に応じて異なり、1か月20米ドル、3か月60米ドル、6か月100米ドル、1年200米ドル相当のウズベク・スムで支払うこととなります。滞在登録を忘れた場合や、登録期間を超過してしまった場合にも、国外退去処分又は高額な罰金を課せられますので注意してください。罰金額は、法定最低賃金額（2009年12月現在37,680スム（約25米ドル））の50倍から100倍と規定されています。

(ホ) 身分証明書の携帯義務

ウズベキスタンでは、身分証明書の携帯が義務づけられています。外出中に警官から身分証の提示を求められることがあります。外出の際はパスポートなどの身分証明書を必ず携帯してください。

(ヘ) 税関申告

出入国時の税関申告は確実に行うようにしてください。入国時に2枚の申告書に持ち込み外貨額を記載して提示し、担当官の確認印を受けて、うち1枚を必ず返してもらうようにしてください。返却された入国時の申告書は、出国時の申告書1枚と一緒に提出する必要がありますので、出国時まで紛失しないように保管してください。出国時には、保管していた申告書のほかにもう1枚、持ち出しする外貨額を記載した申告書を作成し、担当官に2枚を提出しなければなりません。出国時の外貨が入国時に持ち込んだ額を超えている場合には、収入等を証明する証明書が必要となります。申告する外貨額については、正確に記載するようにしてください。申告額以上の外貨を発見され、高額な罰金を課せられたり、外貨を没収されたケースもあります。

(ト) 写真撮影について

軍事施設、空港、地下鉄、トンネル、橋梁等での写真撮影は禁じられています。

(チ) トラブルに巻き込まれないために

2005年のアンディジャン騒擾事件以降、目立ったテロ事件は発生していませんが、2009年5月のアンディジャン郊外における税関施設・警察署の襲撃事件、同8月のタシケント市内における武装グループと治安部隊との銃撃戦が発生しており、今後テロ事件が発生しないとも限りません。当地滞在中は、最新の治安関連情報の入手に努め、デモや抗議行動が行われている現場、テロ攻撃の対象と成り得る、政府関連施設、米国大使館など外国権益施設、宗教施設やバザール等には近づかないようにするとともに、常に周囲の状況には気を付けるようにしてください。

またウズベキスタンでは、政治的集会は基本的に認められていません。しかし、生活困窮等を理由とする集会や抗議行動が行われる可能性もあり、こうした集会等に万一遭遇した場合には、混乱や巻き添えを避けるため、ただちにその場から立ち去るようにしてください。

(2) 観光旅行者の方へ

(イ) バザールやバスの車内など混雑した場所や不特定多数の人が集まる場所では、ひったくり、スリの被害が多く見られますので、これらの犯罪に巻き込まれないよう十分注意してください。また、レストランや小規模の商店などでは値段の表示がなく、外国人に対し法外な値段を請求することがあります。あらかじめ値段を確認するなどしてください。

(ロ) 両替について

現地通貨は「スム」で、両替できる場所は銀行、ホテル、両替所などです。米ドル、ユーロ、円からの両替が可能ですが、米ドルからの両替が一般的です。またウズベキスタンでは、偽・変造紙幣対策として、汚れた紙幣、落書きのある紙幣は両替を拒

否されることがあります。あらかじめ新札を用意するようお勧めします。なお、一旦スムに両替をした後に、余ったスムを再両替することはできませんので、一度に多額の両替をせずに、必要に応じてその都度両替することをお勧めします。バザールや両替所の周辺では、より高額なレートを表示するヤミ両替を持ちかけられることがあります。ヤミ両替は、違法行為であり、厳しく罰せられますので、こうした誘いには乗らないようご注意ください。

(3) 長期滞在者及び長期滞在を予定されている方へ

(イ) 在留届の提出

現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在ウズベキスタン日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はウズベキスタンを去る（一時的な旅行を除く）ときは、必ずその旨を届け出てください。なお、在留届は、在留届電子届出システム（ORR ネット、<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）による登録をお勧めします。また、郵送、FAXのほか、や領事メール（ryouji@embjapan.buzton.com）宛のメール送信によっても行うことができますので、在ウズベキスタン日本国大使館まで送付してください。

(ロ) 外出する際は、所属先や知人等にあらかじめ行き先などを連絡したり、携帯電話を携帯するなど、常に連絡できる体制を維持し、非常事態に備えてください。

(ハ) 夜間の外出は避けるとともに、昼間であっても身の周りの安全に十分注意してください。また、現地のアパートは、建物の階段が昼間でも暗いことが多く、不審者が隠れていることもあり得ますので、特にアパートに出入りする際は、周辺の状況に注意を払うようにしてください。

(ニ) 当地で住居を選ぶ際には、価格のみにとらわれることなく、周辺の環境、インフラの整備状況、セキュリティ設備の有無などを総合的に勘案の上決定するようにしてください。

(ホ) 感染症対策

当地では、ジフテリア、肝炎（主にA、B型）、コレラ、狂犬病、破傷風、腸チフスの発生が報告されています。渡航前にこれら感染症の予防接種を受けておくことをお勧めします。

(ヘ) 健康対策

ウズベキスタンは大陸性気候で、夏に最高気温が45度を超えるほど非常に暑くなる一方、冬は氷点下20度に達するほど寒くなります。夏の暑さ対策、冬の防寒対策には十分な配慮が必要です。また旧ソ連時代からのインフラが更新整備されていないため、水道水をそのまま飲むことはお勧めできません。ミネラル・ウォーターを購入するか、水道水の場合でも、一度煮沸してから飲むようにしてください。

(問い合わせ先)

○外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐に関する問い合わせを除く）

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311（内線）5140

○外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐に関する問い合わせ）

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311（内線）3046

○外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311（内線）2902

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>（携帯版）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：1-28, Sadyk Azimov St., Tashkent, 100047, Republic of Uzbekistan

電話：(998-71) 120-8060～63 FAX：(998-71) 120-8075 又は 8077

カザフスタンに対する渡航情報（危険情報）の発出（2009/06/29）

- カザフスタン全土：「十分注意してください」（新規）

キルギスに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/06/15）

- バトケン州全体（ウズベキスタン及びタジキスタンの飛び地を含む）：「渡航の延期をお勧めします。」（継続）
- オシュ州及びジャララバード州：「渡航の延期をお勧めします。」（引き上げ）
- 首都ビシュケク市：「渡航の是非を検討してください。」（継続）
- チュイ州（首都ビシュケク市を除）、タラス州、ナリン州及びイシク・クル州：「十分注意してください。」（継続）

グルジアに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/08/13）

- 南オセチア自治州及びその周辺地域、アブハジア自治共和国及びその周辺地域並びにロシアとの国境周辺地域：「退避を勧告します。渡航は延期してください。」（継続）
- パンキシ渓谷付近：「渡航の是非を検討してください。」（引き下げ）
- 上記を除く地域（首都トビリシ市を含む）：「十分注意してください。」（継続）

中国に対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/05/26）

- 新疆ウイグル自治区：「渡航の是非を検討してください。」（引き下げ）
- チベット自治区：「十分注意してください。」（引き下げ）
- 青海省，甘肅省，四川省：（「十分注意してください」の解除）

ベラルーシに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/10/27）

- ベラルーシ南東部：「十分注意してください。」（継続）

モルドバに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/04/08）

- 沿ドニエストル地域（トランスニストリア）：「十分注意してください。」（継続）

モンゴルに対する渡航情報（危険情報）

現在、危険情報は出ておりませんが、最新スポット情報や安全対策基礎データ等を参照の上、安全対策に心がけてください。

ロシアに対する渡航情報（危険情報）の発出（2011/01/05）

●チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア、

カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方

：「渡航の延期をお勧めします。」（既に滞在中の方は退避手段等につきあらかじめ検討してください。）（継続）

●上記を除く地域（首都モスクワ市を含む）：「十分注意してください。」（継続）

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1. 概況

（1）チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方は、武装勢力によるゲリラ的攻撃や自爆テロ事件が多数発生しており、また、治安当局も銃撃戦を伴う掃討作戦を頻繁に実施するなど、治安情勢が不安定です。

（2）ロシア当局の掃討作戦によって、チェチェン武装勢力はその指導者の多くを失いました。しかし、上記（1）の地域の情勢安定化には長期間を要するとみられますので、今後とも警戒が必要です。また、モスクワ市などの大都市では、引き続き地下鉄などの公共交通機関を狙ったテロが発生する可能性があります。日本人を含む外国人はこれら武装勢力の直接の標的とはなっていないとみられますが、テロ事件に巻き込まれる可能性もあります。

（3）また、上記（1）の地域に接する隣国グルジアとロシアとの間では、南オセチア及びアブハジアを巡る紛争の解決をめぐる、二国間関係の緊張が続いています。2008年8月、グルジアの南オセチア等において両国が戦闘状態に入りましたが、戦闘行為が終結して以降も、南オセチア及びアブハジア並びにその周辺地域においては、緊迫した状況が続いています。

2. 地域情勢

（1）チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチアの各共和国

：「渡航の延期をお勧めします。」（既に滞在中の方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。）

これらの地域においては、武装勢力によるゲリラ的攻撃や自爆テロ事件がこれまで多数発生してきており、民間人にも多くの犠牲者が出ています。最近、特に、チェチェン、イングーシ、ダゲスタン共和国で治安機関等政府職員に対するテロが頻発しています。

チェチェン共和国においては、対テロ作戦体制が解除された現在もテロが頻発しています。2010年6月30日、首都グロズヌイの中心部で、カディオフ同共和国大統領が出席していたコンサートの会場付近で自爆テロが起き、法執行機関職員5人及び民間人2人が負傷しました。同年10月19日、武装したテロリスト4人がチェチェン共和国議会を襲撃し、警官2人及び議会職員1人が死亡、17人が負傷しました。

イングーシ共和国においては、2009年6月22日、ナスイル・コルトフスク地区で車両が爆発し、大統領が重傷を負いました。2010年2月1日、イングーシ共和国内務省の建物に向けグレネードランチャーからりゅう弾が5発発射され、警官1人が死亡、3人が負傷しました。同年4月5日、カラブラク市内務省の建物の近くで2度にわたる爆発があり、警官2人が死亡し、13人が負傷しました。さらに、同年4月19日、ナズラニ地区でイングーシ共和国内務次官の車両が時限爆破装置により爆破され、4人が負傷しました。同年5月31日、オルジョニキゼフスカヤ村のカフェで爆発があり、警官2人が負傷しました。同年6月12日、エカジェボ村付近で同共和国内務省の車両が銃撃され、警官2人が負傷しました。同年7月20日、ナズラニ市でロシア内務省の車両が銃撃され警官2人が負傷しました。

ダゲスタン共和国においては、2010年6月12日、カスピースク市で爆発があり消防士1人が死亡し、警官等5人が負傷しました。同年9月4日、マハチカラで同共和国民族政策・情報・対外関係相の専用車が爆発し、運転手が死亡、同相と警護員が負傷しました。同年9月5日、ブイナクス近郊のロシア軍駐屯地に乗用車が侵入して爆発し、少なくとも軍人3人が死亡、30人以

上が負傷しました。同年9月6日、マハチカラの中心部で爆発が起き、警官1人と通行人1人が負傷しました。同年9月7日、アルトラハンニからキジルユルト間の貨物列車が爆破され、車両6両が脱線しました。同年9月30日、カスピースク市と空港の間の道路において警察車両付近で爆発が起き、警官17人が負傷しました。同年10月23日、ハサビユルト市の警察学校の敷地内に車両が突入して自爆し、警官1人が死亡、警官及び住民計12人が負傷しました。

北オセチア共和国においては、2008年以降テロが頻発し、一般市民にも死傷者が出ていますまた、2010年8月15日、同共和国東部の検問所で自爆テロがあり、警官1人が死亡、3人が負傷しました。同年9月9日、ウラジカフカスの市場で車爆弾による自爆テロがあり、19人が死亡、200人以上が負傷しました。

このような現地情勢にかんがみ、これらの地域への渡航は目的のいかんを問わず延期するようお勧めします。また、既に同地域に滞在されている方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。

(2) カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴ

ロポリ地方

:「渡航の延期をお勧めします。」(既に滞在中の方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。)

これらの地域においては、情勢が必ずしも安定しておらず、チェチェン武装勢力によるテロが起きています。カバルダ・バルカル共和国では、2010年5月10日、バクサン市郊外の警察施設が銃撃され、警官1人が死亡しました。同年5月25日、エリブルース地区で警察車両が爆破され、警官2人が負傷しました。同日夜、ナリチクの商業センター近くの交差点の路肩に置かれていた爆破装置が作動し、近くの建物のガラスが損傷しました。同年6月3日から4日にかけて、ナリチク市郊外の送ガス管が爆破されました。同年7月17日、同共和国で連邦保安庁職員の車両が爆破され、同人が死亡し、女性、子ども計4人が負傷しました。同年7月21日、バクサン水力発電所に少なくとも6人のテロリストが侵入し、警備していた警官2人を殺害したほか発電機2基を爆破しました。

カラチャイ・チェルケス共和国では、2009年1月13日同共和国議会議員が駐車場で何者かに銃殺されました。

スタヴロポリ地方では、2010年5月26日、スタヴロポリ市の文化・スポーツ会館のそばで爆破装置が作動し、8人が死亡し、29人が負傷しました。同年6月3日、エデレフ北コーカサス連邦管区ロシア大統領全権代表代理は、スタヴロポリ地方チャピゴルスク市での会見で、北コーカサス地域のダゲスタン、イングーシのほか、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケス各共和国において過激主義勢力の活発化が予想されると述べています。同年9月30日、スタヴロポリ市南西部のカフェ付近でTNT火薬90キロ相当の爆発物が仕掛けられた車両及びその車両の中から銃殺された男性の遺体が発見され、テロ未遂として捜査されました。つきましては、同地域への渡航は目的のいかんを問わず延期するようお勧めします。また、ロシア・グルジア国境の山岳地帯への登山のため、カバルダ・バルカル共和国を経由する方がいますが、上記の理由から、これも延期するようお勧めします。既に同地域に滞在されている方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。

(3) 上記を除く地域(首都モスクワ市を含む)

:「十分注意してください。」

連邦保安庁は、2009年9月5日、6日の「モスクワの日」祝賀行事へのテロを未然に防止することができたとしています。2009年9月3日に治安当局がモスクワで身柄を拘束したチェチェン人からは、爆発物を詰めたベルト、TNT火薬を隠した重い靴が発見されたほか、翌4日、チェチェンでテロ容疑者の所持品から約3キログラムの爆発物及びモスクワ行きのチケットが発見されたとされています(当該テロ容疑者は当局との銃撃戦の末死亡)。

同年11月27日夜、ロシア北西部ノヴゴロド州とトヴェーリ州境界付近で発生したモスクワ発サンクトペテルブルク急行列車「ネフスキー・エクスプレス」が脱線した事案では、現場から爆発装置の残骸が発見されるなどしたためテロリストの犯行と見られています。この事案では、国家警備局長官を含む28人が死亡、100人以上が負傷しました。さらに翌28日、捜査委員会高官が当該現場を視察していた際に2度目の爆発があり、捜査委員会委員長を含めた捜査関係者を狙ったものとみられています。

2010年3月12日、モスクワ市のコジュホボ地区の住宅付近で駐車していた車両の底部で爆発物が作動し、同車両が大破し

ました。さらに、同年 3 月 29 日、モスクワの地下鉄の「ルビャンカ」駅及び「パルク・クリトゥールィ」駅において自爆テロが連続して発生し、40 人が死亡し、90 人以上が負傷しました。国家反テロ委員会によれば、自爆犯はいずれもダゲスタン共和国出身の女性 2 人とされています。チェチェン武装勢力指導者ドク・ウマロフが本件につき犯行声明を出し、ロシア領内での攻撃を今後も続けると警告しています。また、ソチ市では 2010 年 11 月 20 日、ソチ駅の隣のマツェスタ駅から 700 メートル地点で爆発があり、負傷者はなかったものの、列車の運行が一時停止されました。

その他、モスクワを中心に、非スラブ系の外国人を狙った殺人、傷害事件が多数発生しています。モスクワ市及びモスクワ州では、2010 年 1 月から 11 月にかけて、17 人が殺害され 113 人が負傷しました。一連の犯罪の背景には、外国人排斥を標榜する若者集団（スキンヘッド・グループ等）の存在が考えられます。このような排外的民族主義者による犯罪は頻発しており、日本人が負傷した事例もあります。一般犯罪のみならず、このような集団による犯罪に対しても引き続き注意を払う必要があります。

つきましては、モスクワ市やサンクトペテルブルク市等の各都市に渡航・滞在を予定されている方は、このような事情を考慮し、不特定多数の人が集まる場所への訪問や公共交通機関の利用、繁華街への外出をできるだけ控えてください。もし、こうした場所に行く必要がある場合には周囲の状況に注意を払うとともに、万一に備えて、外出先を家族や知人などに伝えるなど安全対策に十分心掛けてください。

3.滞在に当たっての注意

滞在中は、上記情勢及び下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。

(1) 渡航者全般向けの注意事項

(イ) ロシアへの出入国に関する注意事項

(a) ロシアは、出入国に際しての審査が特に厳格な国です。査証の有効期間切れやパスポートの人的事項欄や査証の損傷などの理由により、ロシアへの入国又はロシアからの出国ができなくなるトラブルが発生しています。出入国関連法を含め、ロシアの国内法を遵守するようにしてください。また、ロシアを乗り換え地として CIS 諸国に赴く際、到着空港と出発空港が別で、ロシアの通過査証を取得していなかったため、乗り継ぎできなくなったというトラブルも起きています。ロシア経由による CIS 諸国への渡航の際は事前に航空会社等に対して十分確認を行って、ロシア査証を取得するか、又は査証を必要としない西欧等の乗換え地を選ぶようお勧めします。

(b) ロシアでは、出入国カードの制度が導入されています。入国審査の際に半分が切り取られますが、残った半券は出国の際に必要なため、紛失しないよう注意してください。

(c) ロシアから出国する際には、有効な査証を所持していることが必要です。出張や観光旅行の方は、所持している査証の有効期間中に出国すれば問題はありません。しかしパスポートの盗難や紛失により査証を失った場合や入院等で当初予定していた時期までに出国できない場合には、改めて査証を取得（転記又は延長）しなければ出国できません。査証の転記、又は延長手続は、ロシア国内の保証人が行うこととなっています。インターネットなどで集客している、いわゆる「査証斡旋会社」は、転記又は延長手続に非協力的な場合が多いので、トラブルのもとになります。利用する際はご注意ください。また、万が一の際に延長手続を円滑に行えるよう、あらかじめ査証をコピーしておくことをお勧めします。

(d) 通関規則（2010 年 7 月一部改正）により、税関申告が必要とされる物品、現金等の持ち出し・持ち込み額等が定まっていますので御留意ください。以下は申告が必要な主な場合ですが、詳細については《安全対策基礎データ》を御覧ください。

(i) ロシア入国時 ・携行荷物全体の価格が 1,500 ユーロ以上か、又は総重量が 50kg 以上（ただし、一品目の重量が 35kg 以上の物品は、総重量が 50kg 以下であっても免税にならないので、申告することが必要）・外貨、ルーブル貨、トラベラーズチェック及び有価証券の合計が 10,000 米ドル相当以上

(ii) ロシア出国時 ・3,000 米ドル相当以上の外貨又はルーブル貨（10,000 米ドル相当以上は、申告書記入だけでなくロシアへの持ち込みを証明する税関申告書が必要）

・10,000 米ドル相当以上のトラベラーズチェック

(e) 報道関係者（フリーのカメラマン、ジャーナリストを含む）については、「取材目的」にてロシアを訪問する場合、事前

に記者登録を行い取材許可を得るとともに、「報道査証」を取得してください。また、取材用機材の持込みに際しては、別途登録手続が必要ですのでなるべく登録を行ってください。

(ロ) 治安面での注意事項

(a) 外国人を狙った犯罪としては、強盗事件や、スリ、置き引き、詐欺といった金品奪取を目的とするものが多発しているほか、外国人排斥を主張するグループ等による殺人、傷害事件也多発しており、主要都市では日本人を含むアジア人の被害者も出ています。また最近、ロシア極東地域では偽造通貨が出回っており、十分な注意が必要です。詳しい犯罪手口については《安全対策基礎データ》を御参照ください。

(b) テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう、最新の関連情報の入手に努め、テロの標的となる可能性がある場所（政府関係施設、公共交通機関、大型商業・遊興施設等）にはできる限り近づかない、大勢の人が集まる場所では警戒する、周囲の状況に注意を払う、夜間の一人歩きは極力避けるなど安全確保に十分注意を払ってください。また、テロ事件が発生した場合の対応策を再点検し、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。

(ハ) 医療事情

ロシアにおいて入院が必要となる病気になったり負傷したりした場合には、ロシアの病院に入院することもできますが、重度の場合、ロシア国外の医療機関への緊急移送となるケースがほとんどです。この場合、極めて高額な費用を要しますので、事前に海外旅行保険に加入するよう強くお勧めします。最近、高齢者の方の観光旅行が増えていますが、食事や気候の変化から体調を崩し、入院される例が多くみられます。健康管理にも十分配慮し、無理な日程での旅行は避けるようにしてください。

(ニ) 到着通知

外国人がロシアにおいて、土・日・休日を除く3日以上（永住者は7日以上）同じ場所に滞在する場合には、到着後3日（永住者は7日）以内にその地の移住庁機関に到着通知をしなければなりません。この到着通知を巡ってロシア当局とのトラブルが発生しています。手続は、郵便局において「到着通知書」を提出して行うか、または、ホテルに宿泊する場合は（たとえ1泊でも通知義務が課せられます）、チェックイン後直ちにホテル側にパスポートと出入国カードを提出することでホテルが手続を行います。詳細は安全対策基礎データを参照してください。

(ホ) 滞在中はパスポートを常時携行することが必要です。ロシアでは、警察官による職務質問が頻繁に行われ、身分証明書の提示を求められますが、パスポートの不携帯又は到着通知の不履行のために警察署に連行されたり、罰金として金銭を脅し取られたりする事例（警察官が罰金として現金を要求することは認められていません）が主要都市で発生していますので、《安全対策基礎データ》を参照の上、注意してください。なお、盗難被害に遭わないよう、パスポートの携行に当たっては肌身から離さず所持する等十分な注意が必要です。

(2) 長期滞在者向けの注意事項

(イ) 現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡等に必要ですので、到着後遅滞なく在ロシア日本国大使館又はロシア国内の日本国総領事館に「在留届」を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はロシアを去る（一時的な旅行を除く。）ときは、必ずその旨を届け出てください。なお、在留届は在留届電子届出システム（ORR ネット、<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）による登録をお勧めします。また、郵送、FAXによっても行うことができますので、その場合は滞在される場所の近くにある在ロシア日本国大使館又は日本国総領事館に送付してください。

(ロ) 外出の際には、身の周りの安全に十分注意してください。可能な限り夜間の外出は控える、外出の際は複数人で行動するなどして、犯罪に巻き込まれないようにしてください。また、携帯電話を携行するなど連絡手段を確保するようにしてください。

(ハ)「渡航の延期をお勧めします。」の危険情報が発出されている地域に滞在されている方は、不測の事態に備え、食料、飲料水等を備蓄しておくとともに、パスポート、貴重品、衣類等をいつでも持ち出せるよう準備しておき、さらに、退避手段等についても常時確認しておくようにしてください。

4.なお、隣接するアゼルバイジャン、カザフスタン、グルジア、ベラルーシ、中国及び北朝鮮に対し、別途各々「危険情報」を発出していますので、これら情報にも御留意ください。

(問い合わせ先)

○外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐に関する問い合わせを除く）

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5140

○外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐に関する問い合わせ）

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 3100

○外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1 電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>（携帯版）

○在ロシア日本国大使館

住所：Grokhol'sky Pereulok 27, 129090, Moscow, Russia

電話：(市外局番 495) 229-2550, 229-2551 国外からは(国番号 7) 495-229-2550, 229-2551

FAX：(市外局番 495) 229-2555, 229-2556 国外からは(国番号 7) 495) 229-2555, 229-2556

ホームページ：<http://www.ru.emb-japan.go.jp/japan/index.html>

○在ウラジオストク総領事館

住所：Ulitsa Verkhne-Portovaya 46, Vladivostok, Primorsky Krai, 690003, Russia

電話：(市外局番 4232) 26-75-02, 26-75-13, 26-74-81 国外からは(国番号 7) 4232-26-75-02, 26-75-13, 26-74-81

FAX：(市外局番 4232) 26-75-41, 620-121 国外からは(国番号 7) 4232-26-75-41, 620-121

ホームページ：<http://www.vladivostok.ru.emb-japan.go.jp/jap/index.html>

○在サンクトペテルブルク総領事館

住所：Nab. Reki Moiki 29, Sankt-Peterburg, 190000 Russia

電話：(市外局番 812) 314-1434 又は 314-1418 国外からは(国番号 7) 812-314-1434 又は 314-1418

FAX：(市外局番 812) 710-6970 国外からは(国番号 7) 812-710-6970

ホームページ：<http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm>

○在ハバロフスク総領事館

住所：Ulitsa Turgeneva 46, Khabarovsk, Khabarovskiy krai, 680000, Russia

電話：(市外局番 4212) 413044, 413045, 413046 国外からは(国番号 7) 4212-413044, 413045, 413046

FAX：(+7-4212) 413047 国外からは(国番号 7) 4212-413047

ホームページ：<http://www.khabarovsk.ru.emb-japan.go.jp/>

○在ユジノサハリンスク総領事館

住所：Lenin St. 234, 5th Floor, Yuzhno-Sakhalinsk, Sakhalinskaya Oblast 693020, RUSSIA

電話：(市外局番 4242) 72-60-55 又は 72-55-30 国外からは(国番号 7) 4242-72-60-55 又は 72-55-30

FAX：(市外局番 4242) 72-55-31 国外からは(国番号 7) 4242-72-55-31

ホームページ：<http://www.sakhalin.ru.emb-japan.go.jp/>